（業務規程の記載事項）

第百三十二条の五　法第九十九条第三項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　市場開設業務を行う時間及び休日（当該時間及び休日がスポット市場、一時間前市場、翌々日以降の特定の時間帯に受け渡される電気を対象として取引する市場その他卸電力取引所において開設される市場ごとに異なる場合にあっては、当該市場ごとの時間及び休日）に関する事項

二　市場開設業務を行う事務所の所在地

三　売買取引を行うことができる者の資格及びその審査の方法に関する事項

四　卸電力取引市場の種類に関する事項

五　売買取引の方法（当該方法がスポット市場、一時間前市場、翌々日以降の特定の時間帯に受け渡される電気を対象として取引する市場その他卸電力取引所において開設される市場ごとに異なる場合にあっては、当該市場ごとの方法）に関する事項

六　売買取引の決済に関する事項

七　売買取引の手数料に関する事項

八　債務の履行を担保するために預託する金銭を徴収する場合には、当該金銭の徴収及びその管理の方法に関する事項

九　地域によって売買取引の価格が異なることにより生じる収益の管理に関する事項

十　売買取引において、不正な行為が行われ、又は不当な価格が形成されている場合における当該売買取引の制限その他の売買取引の公正を確保するために必要な措置に関する事項

十一　市場開設業務の実施体制に関する事項

十二　卸電力取引市場の監視の方法に関する事項

十三　取引参加者に対する処分に関する事項

十四　売買取引の実施方法に関する取引参加者からの助言又は意見の聴取に関する事項

十五　前各号に掲げるもののほか、市場開設業務の実施に関し必要な事項

（業務規程の認可の基準）

第百三十二条の六　法第九十九条第三項の認可の基準は、法第九十八条第一号及び第二号に掲げる業務を適正かつ確実に実施する上で適当なものであることとする。

（売買取引数量等の公表）

第百三十二条の七　法第九十九条の四の経済産業省令で定める事項は、スポット市場における売買取引に係る電力の受渡しが行われる時間帯ごとの売買取引の数量及び一の時間帯における売買取引の価格（地域によって売買取引の価格が異なる場合の価格を含む。）とする。

2　法第九十九条の四の「売買取引の数量及び価格」とは、次の表の上欄に掲げる市場の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項とする。

スポット市場	一　スポット市場における売買取引に係る電力の受渡しが行われる時間帯ごとの売買取引の数量 二　一の時間帯における売買取引の価格（地域によって売買取引の価格が異なる場合の価格を含む。）
一時間前市場	一　スポット市場における売買取引に係る電力の受渡しが行われる特定の時間帯と同一の時間帯における売買取引の数量 二　一の時間帯における売買取引の価格を当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した金額
翌々日以降の特定の時間帯に受け渡される電気を対象として取引する市場	一　商品ごとの売買取引の数量 二　商品ごとの売買取引の価格を当該商品の売買取引の数量により加重平均した金額

3　法第九十九条の四の規定による公表は、インターネットを利用することにより、前二項に規定する事項について日々行うとともに、その月間及び年間の合計値について確定後遅滞なく行わなければならない。

（事業計画等の認可の申請）

第百三十二条の八　卸電力取引所は、法第九十九条の六第一項前段の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、様式第八十三の八の卸電力取引所事業計画及び収支予算認可申請書に次に掲げる書類を添えて、毎事業年度開始の日の一月前までに（法第九十七条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあっては、当該指定を受けた後遅滞なく）、これを提出しなければならない。

一　事業計画書

二　収支予算書

三　前事業年度末の予定貸借対照表

四　当該事業年度末の予定貸借対照表

五　前二号に掲げるもののほか、収支予算書の参考となる書類

2　卸電力取引所は、法第九十九条の六第一項後段の規定により事業計画及び収支予算の変更の認可を受けようとするときは、様式第八十三の九の卸電力取引所事業計画（収支予算）変更認可申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて提出しなければならない。この場合において、収支予算の変更が前項第四号又は第五号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

（事業報告書等の提出）

第百三十二条の九　卸電力取引所は、法第九十九条の六第二項の規定により毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を提出しようとするときは、その事業年度末の貸借対照表を添えて、これを行わなければならない。

（市場開設業務の休廃止）

第百三十二条の十　卸電力取引所は、法第九十九条の七第一項の規定により市場開設業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、様式第八十三の十の市場開設業務休止（廃止）許可申請書を提出しなければならない。

（役員の選任等の認可の申請）

第百三十二条の十一　卸電力取引所は、法第九十九条の八の規定による役員の選任又は解任の認可を受けようとするときは、様式第八十三の十一の役員選任（解任）認可申請書に選任又は解任の理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

第百三十四条を削る。

第百三十五条第二項を次のように改める。

2　経済産業大臣は、行政手続法第十七条第一項の許可の申請をした者のうちから、聴聞に出席して意見を述べることができる者を指定し、その期日の三日前までに指定した者に対しその旨を通知しなければならない。

第百三十六条第七項を削り、同条第六項中「異議申立人若しくは」を削り、同項を同条第九項とし、同条第五項中「異議申立人若しくは」を削り、「これらの」を「その」に改め、「異議申立書又は」を削り、同項を同条第八項とし、同条第四項中「異議申立人若しくは」を削り、「これらの」を「その」に改め、「異議申立て又は」を削り、同項を同条第七項とし、同条第三項中「異議申立人若しくは」を削り、「第七項において準用する第百三十四条第四項」を「第四項」に、「第七項において準用する同条第五項」を「前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第二項を第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4　経済産業大臣は、前項の規定による届出をした者のうちから、意見聴取会に出席して意見を述べることができる者を指定し、その期日の三日前までに指定した者に対しその旨を通知しなければならない。